

政府の平成25年度地方財政対策に関する意見書

政府の平成25年度地方財政対策において地方交付税をめぐっては、平成25年7月から国家公務員と同様の7.8%の給与削減を実施することを前提として、地方公務員給与費を8,504億円削減し、防災・減災事業や地域の活性化等の緊急課題へ対応するため、給与削減額に見合った事業費を歳出に特別枠を設定して8,523億円計上している。

この地方財政対策の決定にあたって地方六団体は、国に先行して独自の給与カットや定員の大幅な削減、議員定数や歳費の削減など懸命の努力を行ってきたこと、地方自治に関わる本質的な問題が内在しているなどとして反対してきた。今回の地方財政対策において、地方が強く訴えてきた一般財源総額の確保に向けての努力・工夫については受け止めるものであるが、地方公務員給与の取り扱いについては、極めて遺憾であるといわざるを得ない。

今回の国家公務員の給与削減は、我が国の厳しい財政状況及び東日本大震災に対処する必要に鑑み、一層の歳出削減が不可欠であることから行うとされている。一方、地方公務員の給与は、公平・中立な知見を踏まえつつ、議会や住民の意思に基づき地方が自主的に決定すべきものであり、国が地方公務員の給与削減を強制することは、地方自治の根幹に関わる問題である。ましてや、地方交付税を政府の政策目的を達成するための手段として用いることは、地方の固有財源という性格を否定するものである。

よって、国におかれては、下記のとおりとされるよう強く要望する。

記

- 1 地方の固有財源である地方交付税を、国の政策目的を達成するための手段として用いることなく、地方の意思を重視すること。
- 2 本来、地方公務員の給与は、個々の自治体が地方公務員法の趣旨を踏まえ、条例に基づき自主的に決定されるものであり、その自主性を侵すことのないようにすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年3月27日

鹿児島県議会議長 金子 万寿夫

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
財務大臣
地方分権改革担当大臣
殿